

出荷制限指示後の管理の考え方

イワナ（養殖を除く。以下同じ。）については、宮城県内水面漁業協同組合連合会及び関係漁業協同組合と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 採捕者対策

県は、関係漁業協同組合及び関係市町に対し、イワナについて出荷制限が指示された二迫川のうち荒砥沢ダムの上流（支流を含む。）及び江合川のうち鳴子ダムの上流（支流を含む。）においては、①所属組合員及び遊漁者にイワナを採捕しないよう周知すること、②漁業権行使規則及び遊漁規則に基づくイワナのキャッチ・アンド・リリース区間については、別紙の管理方針に基づき適切な管理を行うこと、③監視員による巡回指導を行うことを文書等により指導するとともに、ホームページ等への掲載を通じて当該河川でイワナを採捕しないよう広く周知を図る。

2 流通対策

当該魚種については市場流通はしていないが、採捕者が一部相対取引により旅館等に販売しているものがある。採捕者に対しては1による措置で管理が徹底される。また、需要者である旅館等には市を通じ、イワナを扱わないよう周知徹底を図る。

3 その他

江合川及び二迫川の周辺を含む河川においては、今後とも計画的にイワナの検査を実施する。特に鳴子ダムの下流の江合川については、早急に検査を実施し、実態を把握するものとする。

また、イワナの生息する一迫川においても早急に検査を実施し、実態を把握するものとする。

出荷制限指示後の管理の考え方

ウグイについては、宮城県内水面漁業協同組合連合会及び関係漁業協同組合と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 採捕者対策

県は、関係漁業協同組合及び関係市町に対し、ウグイについて出荷制限が指示された北上川本流及びその支流においては、①所属組合員にウグイを採捕しないよう周知すること、②遊漁券の販売にあたって、また既に年券を購入した遊漁者に対して、ウグイを採捕しないよう周知すること、③監視員による巡回指導を行うことを文書等により指導するとともに、ホームページ等への掲載を通じて当該河川でウグイを採捕しないよう広く周知を図る。

2 流通対策

当該魚種については市場流通はしていないが、採捕者が一部種苗用などで販売をしている場合もある。採捕者に対しては1による措置で管理が徹底される。需用者に対しては、市町を通じウグイを扱わないよう周知徹底を図る。

3 その他

周辺を含む河川においては、今後ともウグイの検査を実施し、実態を把握するものとする。